

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-143893

(P2017-143893A)

(43) 公開日 平成29年8月24日(2017.8.24)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 2 B 35/00 (2006.01)	A 6 2 B 35/00	A 2 E 1 8 4
A 4 1 F 9/00 (2006.01)	A 4 1 F 9/00	T
A 4 1 F 9/02 (2006.01)	A 4 1 F 9/02	F

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2016-25945 (P2016-25945)
 (22) 出願日 平成28年2月15日 (2016.2.15)

(71) 出願人 509271369
 早川 弘之
 新潟県長岡市島崎5089
 (74) 代理人 100091373
 弁理士 吉井 剛
 (74) 代理人 100097065
 弁理士 吉井 雅栄
 (72) 発明者 早川 弘之
 新潟県長岡市島崎5089
 Fターム(参考) 2E184 JA03 KA11 LA23 LA24

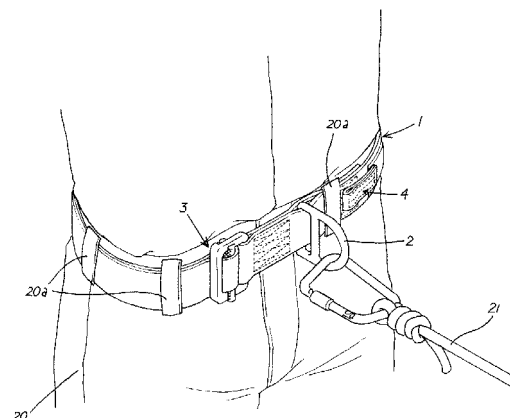
(54) 【発明の名称】 腰ベルト

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 普段から身体に装着していても邪魔にならない救助具を提供する。

【解決手段】 衣服20のベルト通し20aに挿通して腰部に巻回する腰ベルトであって、ベルト本体1の外面部には連結環2が起伏自在に設けられ、この連結環2の倒伏状態を保持する連結環保持手段4が設けられたものである。緊急時、連結環保持手段4による保持を解除して、連結環2を倒伏状態から起立状態とし、この起立状態で連結環2にロープ21を連結する。普段、連結環2は連結環保持手段4により倒伏状態が保持されているので、違和感なく邪魔にならない状態にできる。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

衣服のベルト通しに挿通して腰部に巻回する腰ベルトであって、ベルト本体の外面部には連結環が起伏自在に設けられ、この連結環の倒伏状態を保持する連結環保持手段が設けられていることを特徴とする腰ベルト。

【請求項 2】

請求項 1 記載の腰ベルトにおいて、前記連結環保持手段は、前記ベルト本体の外面部に設けられ、重合部分と被重合部分とから成る带状部材であり、この带状部材の重合部分を前記連結環に挿通した状態で折り返し前記被重合部分の外面部若しくは前記ベルト本体の外面部に、面ファスナー部を介して着脱自在に連結される構成であることを特徴とする腰ベルト。

10

【請求項 3】

請求項 1, 2 いずれか 1 項に記載の腰ベルトにおいて、前記ベルト本体の一端部に設けられ、このベルト本体の他端部と連結するバックル部の近傍位置に前記連結環が設けられていることを特徴とする腰ベルト。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、腰ベルトに関するものである。

【背景技術】

20

【0002】

従来から、例えば救助作業で使用する救助具として、例えば実用新案登録第 3 1 5 9 8 7 3 号のような救助具（通称ハーネス）が提案されている。

【0003】

この従来例は、身体の肩部、胴部及び腿部夫々の部位に対して巻き付け装着する各巻き付け装着部を備えたハーネス本体部に連結環が設けられた構成であり、例えば壁面を昇降する場合、身体に装着した状態で連結環にロープを連結し、このロープで身体を吊り下げた状態で壁面を昇降する。

【先行技術文献】

【特許文献】

30

【0004】

【特許文献 1】実用新案登録第 3 1 5 9 8 7 3 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ところで、従来例は、その構造上、普段身体に装着していると邪魔になるため、通常は、決められた場所に保管されているが、いざという緊急時に直ちに入手できない場合がある。

【0006】

本発明は、前述した問題点を解消する、従来にない作用効果を発揮する画期的な腰ベルトを提供する。

40

【課題を解決するための手段】

【0007】

添付図面を参照して本発明の要旨を説明する。

【0008】

衣服 20 のベルト通し 20 a に挿通して腰部に巻回する腰ベルトであって、ベルト本体 1 の外面部には連結環 2 が起伏自在に設けられ、この連結環 2 の倒伏状態を保持する連結環保持手段 4 が設けられていることを特徴とする腰ベルトに係るものである。

【0009】

また、請求項 1 記載の腰ベルトにおいて、前記連結環保持手段 4 は、前記ベルト本体 1

50

の外面部に設けられ、重合部分 4 a と被重合部分 4 b とから成る带状部材であり、この带状部材の重合部分 4 a を前記連結環 2 に挿通した状態で折り返し前記被重合部分 4 b の外面部若しくは前記ベルト本体 1 の外面部に、面ファスナー部 5 を介して着脱自在に連結される構成であることを特徴とする腰ベルトに係るものである。

【0010】

また、請求項 1, 2 いずれか 1 項に記載の腰ベルトにおいて、前記ベルト本体 1 の一端部に設けられ、このベルト本体 1 の他端部と連結するバックル部 3 の近傍位置に前記連結環 2 が設けられていることを特徴とする腰ベルトに係るものである。

【発明の効果】

【0011】

本発明は上述のように構成したから、前述した従来例と異なり、普段から身に着けておくことができ緊急時に確実に対応することができ、しかも、普段は違和感なく邪魔にならない状態にできるなど、従来にない作用効果を発揮する画期的な腰ベルトとなる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図 1】本実施例を示す斜視図である。

【図 2】本実施例を示す斜視図である。

【図 3】本実施例の要部の説明図である。

【図 4】本実施例の使用状態説明図である。

【図 5】本実施例の使用状態説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

好適と考える本発明の実施形態を、図面に基づいて本発明の作用を示して簡単に説明する。

【0014】

衣服 20 のベルト通し 20 a に挿通して腰部に巻回する。普段、連結環 2 は連結環保持手段 4 により倒伏状態が保持されている。

【0015】

従って、前述した従来例と異なり、普段から身に着けておくことができ、突起物が無いため邪魔とならない。

【0016】

また、緊急時、例えば救助作業で壁面を昇降する場合、連結環保持手段 4 による保持を解除して連結環 2 を倒伏状態から起立状態とし、この起立状態で連結環 2 にロープを連結し、このロープで身体を吊り下げた状態で壁面を昇降する。

【0017】

従って、緊急時に確実に対応できる。

【実施例】

【0018】

本発明の具体的な実施例について図面に基づいて説明する。

【0019】

本実施例は、衣服 20 のベルト通し 20 a に挿通して腰部に巻回する腰ベルトであって、ベルト本体 1 の外面部には連結環 2 が起伏自在に設けられ、この連結環 2 の倒伏状態を保持する連結環保持手段 4 が設けられている。尚、本実施例では衣服 20 として腰回りにベルト通し 20 a が複数設けられるズボンを採用したが、つなぎ型の衣服であったり、その他スカートでも良い。

【0020】

以下、本実施例に係る構成各部について詳細な説明をする。

【0021】

ベルト本体 1 は、図 1, 2 に図示したように適宜な合成樹脂製の部材（ナイロン）で形成した带状体であり、ベルト通し 20 a に挿通し得る巾に設定されている。

10

20

30

40

50

【0022】

また、ベルト本体1の外面部には面ファスナー部6が設けられ、この面ファスナー部6を介して、ベルト本体1のバックル部3に挿通した状態で折り返した際の折り返し部が当該ベルト本体1の外面部に重合状態に着脱自在に連結される。

【0023】

具体的には、この面ファスナー部6は、図2に図示したようにベルト本体1の外面に設けられた互いに係合可能なフック係合素子6a及びループ係合素子6bから成り、フック係合素子6aはベルト本体1の先端部側の所定部位に設けられ、一方、ループ係合素子6bはフック係合素子6aと間隔を介した所定位置から基端部側の所定位置までの部位に設けられている。

10

【0024】

従って、ベルト本体1の先端部を後述するバックル部3に挿通した後に折り返して重合させることで、フック係合素子6aはループ係合素子6bに係合連結される。

【0025】

このベルト本体1の一端部(基端部)には、このベルト本体1の他端部(先端部)と連結するバックル部3が設けられている。

【0026】

バックル部3は、図1, 2に図示したように適宜な金属製の部材で形成した方形環状体であり、左右対向位置の縦材3aのうち一方にはベルト本体1の他端部(基端部)が巻き付け連結され、上下対向位置の横材3b同士間には環孔を左右に仕切る仕切り部材3cがスライド自在に架設状態に設けられている。

20

【0027】

従って、ベルト本体1の先端部をバックル部3の内側から配して一方の環孔に挿通し、続いて、折り返して仕切り部材3cに巻き付けるようにバックル部3の外側から他方の環孔に挿通して引くとベルト本体1は連結される。

【0028】

また、ベルト本体1のバックル部3の近傍位置に連結環2が起伏自在に設けられている。

【0029】

この連結環2は、図1~5に図示したように適宜な金属製の部材で形成したD字状環体であり、バックル部3に巻き付け連結するベルト本体1の他端部を挿通して折り返した部位を縫製することでベルト本体1に連結されている。

30

【0030】

また、この連結環2の倒伏状態を保持する連結環保持手段4が設けられている。

【0031】

連結環保持手段4は、図2, 3に図示したように連結環保持手段4は、ベルト本体1の外面部に設けられ、重合部分4aと被重合部分4bとから成る合成樹脂製(ナイロン製)の带状部材であり、この带状部材の重合部分4aを連結環2に挿通した状態で折り返し被重合部分4bの外面部(若しくはベルト本体1の外面部)に、面ファスナー部5を介して着脱自在に連結される構成である。

40

【0032】

具体的には、この面ファスナー部5は、図3に図示したように带状部材の外面部に設けられた互いに係合可能なフック係合素子5a及びループ係合素子5bから成り、フック係合素子5aは带状部材の先端部側の所定部位に設けられ、一方、ループ係合素子5bはフック係合素子5aと間隔を介した所定位置から基端部側の部位に設けられている。

【0033】

従って、連結環保持手段4は、先端部を連結環2に挿通した後に折り返して重合させることで、フック係合素子5aはループ係合素子5bに係合連結される。

【0034】

本実施例は上述のように構成したから、衣服20のベルト通し20aに挿通して腰部に巻回

50

する。普段、連結環 2 は連結環保持手段 4 により倒伏状態が保持されている。

【0035】

つまり、普段から身に着けておくことができ、突起物が無いため邪魔とならない。

【0036】

また、緊急時、例えば救助作業で壁面を昇降する場合、連結環保持手段 4 による保持を解除して連結環 2 を倒伏状態から起立状態とし、この起立状態で連結環 2 にロープ 21 を連結し、このロープ 21 で身体を吊り下げた状態で壁面を昇降する（図 4, 5 参照）。

【0037】

よって、本実施例によれば、普段から身に着けておくことができ緊急時に確実に対応することができ、しかも、普段は違和感なく邪魔にならない状態にできる。

10

【0038】

また、本実施例の連結環保持手段 4 は、ベルト本体 1 の外面部に設けられ、重合部分 4 a と被重合部分 4 b とから成る带状部材であり、この带状部材の重合部分 4 a を連結環 2 に挿通した状態で折り返し被重合部分 4 b の外面部（若しくはベルト本体 1 の外面部）に、面ファスナー部 5 を介して着脱自在に連結される構成であるから、簡易構造で確実に連結環 2 の倒伏状態を保持することができ、しかも、迅速の保持状態を解除することができ、緊急時に良好に対応することができる。

【0039】

また、本実施例は、ベルト本体 1 の一端部に設けられ、このベルト本体 1 の他端部と連結するバックル部 3 の近傍位置に連結環 2 が設けられているから、ベルト本体 1 の強度のある部位に設けることで連結環 2 としての機能を良好に発揮することになる。

20

【0040】

尚、本発明は、本実施例に限られるものではなく、各構成要件の具体的構成は適宜設計し得るものである。

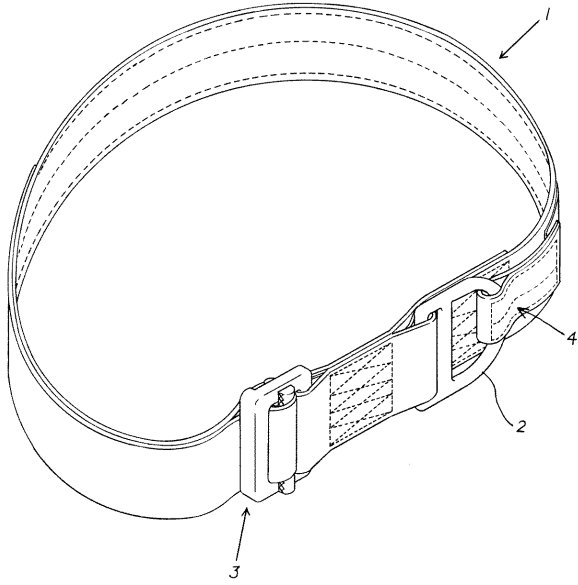
【符号の説明】

【0041】

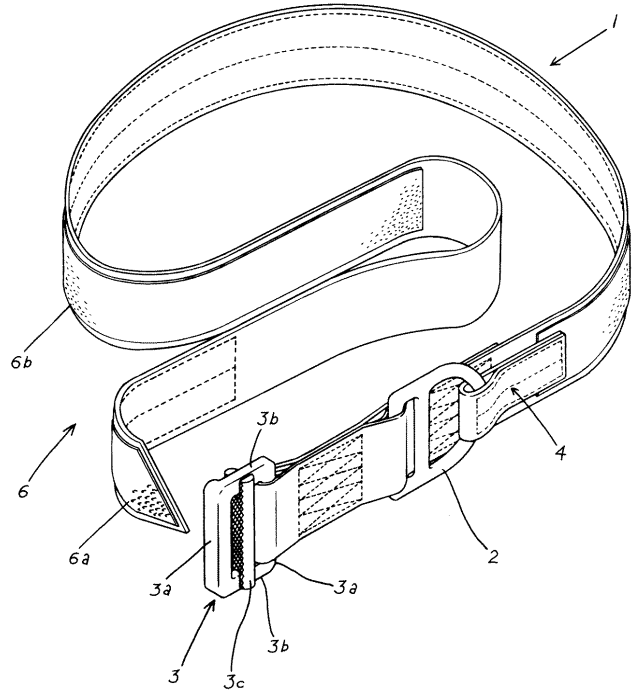
- 1 ベルト本体
- 2 連結環
- 4 連結環保持手段
- 4 a 重合部分
- 4 b 被重合部分
- 20 衣服
- 20 a ベルト通し

30

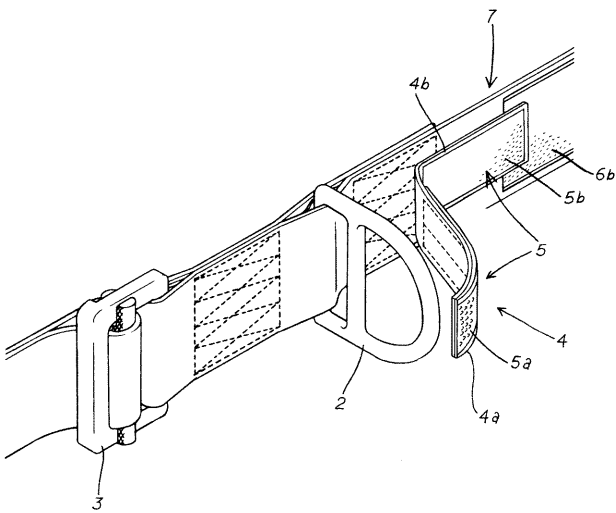
【図 1】



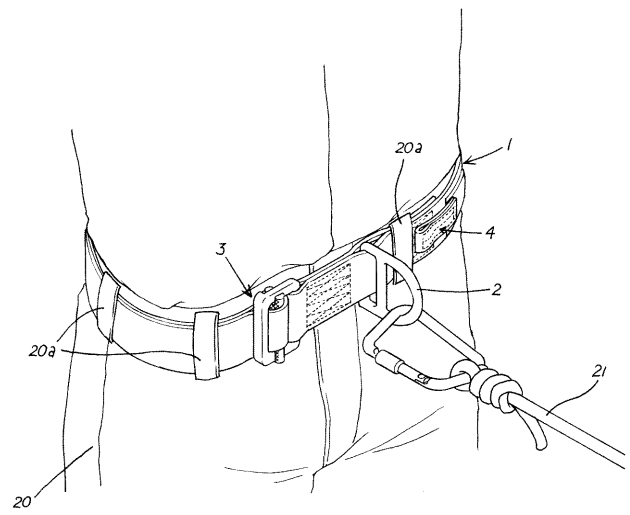
【図 2】



【図 3】



【図 4】



【 図 5 】

